

ベルリン水曜会の啓蒙論議

——カント『啓蒙とは何か』(1784年)の歴史的地平——

西 田 雅 弘

目次

はじめに

1. ベルリン水曜会の構成員と活動

(1) ベルリン水曜会の構成員

(2) ベルリン水曜会の活動

2. 「啓蒙とは何か」をめぐる意見表明

3. 意見表明における論点と類型

(1) 出版の自由と検閲

(2) 先入見と真理

(3) 革命の危機

(4) 啓蒙の焦点

結びにかえて

はじめに

『啓蒙とは何かという問いの答え』(1784年、以下『啓蒙とは何か』⁽¹⁾)の冒頭で、カントは明快かつ簡潔に次のように述べている。

啓蒙とは、人間が自分自身に責任のある未成年状態から抜け出すことである。未成年状態とは、他人の導きなしに自分の悟性を使用する能力がないことである。もしその原因が、悟性の欠如ではなくて、他人の導きなしに自分の悟性を使用する決断と勇気の欠如にある場合には、この未成年状態は自分自身の責任である。(8,035.01)

そして、啓蒙の標語として「自分自身の悟性を使用する勇気を持つ」(8,035.06)という言葉が挙げられている。しかし、人間は怠惰と臆病から気楽な未成年状態にとどまろうとするので、このような啓蒙は個人単位では実現不可能である。その代わりに、全体として、つまり「公衆 Publikum が自らを啓蒙することはむしろ可能である」(8,036.16)。公衆の中には自分の悟性を使用できる若干の人もおり、その人たちが啓蒙の精神を周囲に広めていくことができる

からである。しかし、植え付けられた「先入見」は有害であり、「公衆が啓蒙に到達するには長い時間がかかる」(8,036.28)とも見ている。さらにカントは理性の「公的使用 der öffentliche Gebrauch」(8,037.07)に言及し、すでに啓蒙されている少数の人たちの「理性の公的使用」の自由こそが公衆の啓蒙のためには不可欠であると議論を展開している。

カントの論述が「啓蒙」の概念の分析および定式化として先鋭的な説得力があることは言うまでもないが、『啓蒙とは何か』の内容はそのような論理的な概念分析にとどまらない。というのも、「人間本性の根本的使命はまさに啓蒙の進展にその本質がある」(8,039.10)とか、「個人にとってであれ、いやそれ以上に子孫にとってであれ、啓蒙を断念することは人類の神聖な権利を損ない踏みじめることを意味する」(8,039.34)などの記述からは、「啓蒙を促進すべきだ」という、現実社会に対するカントの明確な主張を読み取ることができるからである。われわれは「啓蒙された時代」はなくて、「啓蒙の時代」に生きているとカントは見ている(8,040.17)。「この時代は啓蒙の時代、すなわちフリードリヒの世紀である」(8,040.26)。その上でさらに、「私は、啓蒙の主眼点、つまり自分自身に責任のある未成年状態から人間が抜け出る主眼点を宗教の事柄に置いてきた」(8,041.10)と述べて、啓蒙の進展を妨げる「先入見」が宗教に起因することにも言及している。『啓蒙とは何か』は明らかに時事的な論考であり、特定の社会的要請に応えたものである。それはいったいどのような要請だったのか。

『啓蒙とは何か』は、『ベルリン月報』1784年12月号に掲載されている。その末尾の脚注にカントは次のように記している。『ベルリン月報』1784年9月号にはほぼ同タイトルのメンデルスゾーンの論文「啓蒙するとは何かという問いについて」⁽²⁾が掲載されることを知り、もし事前に分かっていたら自分

の論文の掲載を差し控えていただろう (8,042.04)。カントは「偶然」を強調しているが、「啓蒙とは何か」という問題が当時の知識人たちにとって共通の関心事だったことが伺える。このような問題意識は、『ベルリン月報』を機関誌としていた「ベルリン水曜会」の構成員たちにも共有されていた。1783年12月、ベルリン水曜会の例会で「啓蒙とは何か」についての問題提起が行われ、その後、会の運営方式に従って各会員の意見表明が行われている。その意見表明の全貌を知ることのできる貴重な資料をケラーが残している⁽³⁾。このケラーの資料を精査することによって、18世紀のプロイセンにおける思想動向の1つの局面を、つまりカントに『啓蒙とは何か』を書かせた社会的要請を具体的に提示することができるだろう。

カント自身はその会員ではなかったものの、ベルリン水曜会とはどのような組織であり、どのような社会的役割を果たしていたのか。『啓蒙とは何か』の時事的背景の解明を糸口にした本稿の試みは、カント研究にとっては、単に歴史哲学にとどまらず、カント哲学全体の歴史的社会的基盤を照射することにもつながるのである。

1. ベルリン水曜会の構成員と活動

カントの『啓蒙とは何か』が『ベルリン月報』1784年12月号に掲載されたことはすでに述べたが、これに先立って『世界市民的見地における普遍史の理念』(以下、『普遍史の理念』)が同年11月号に掲載されている。『ベルリン月報』への寄稿はこの『普遍史の理念』が最初である。これ以降カントは、表1のように⁽⁴⁾、わずかな時期を除いてほぼ毎年のように『ベルリン月報』に寄稿している。そのほとんどがいわゆる歴史哲学の論考であるが、「月の火山について」(1785年3月号)や「天候におよぼす月の影響について」(1794年5月号)のように、この時期でもなお自然現象への関心が衰えていないことが伺われる。また、その後処分問題に発展する『単なる理性の限界内の宗教』(1793年、以下『宗教論』)の第一論文「人間本性における根本悪について」が『ベルリン月報』1792年4月号への寄稿論文であったことは、カントとベルリン水曜会の関連、さらにカントの社会的な立ち位置を推測せるものとして注目すべきであろう⁽⁵⁾。本章では、まずベルリン水曜会の実態を把握するためにその構成員と活動について触れておくことにしよう。

(表1) カントの『ベルリン月報』掲載論文一覧

掲載年	論文タイトル	号	巻・頁	アカデミー版
1784年	[1] 世界市民的見地における普遍史の理念	11月号	Bd.4, S.385-411	VIII S.15-31
	[2] 啓蒙とは何かという問いへの答え	12月号	Bd.4, S.481-494	VIII S.33-42
1785年	[3] 月の火山について	3月号	Bd.5, S.199-213	VIII S.67-76
	[4] 偽版の違法性について	5月号	Bd.5, S.403-417	VIII S.77-87
	[5] 人種の概念の規定	11月号	Bd.6, S.390-417	VIII S.89-106
1786年	[6] 人間の歴史の憶測的始元	1月号	Bd.7, S.1-27	VIII S.107-123
	[7] 思考の方向を定めるとはどういうことか	10月号	Bd.8, S.304-330	VIII S.131-147
1791年	[8] 弁神論における一切の哲学的試みの失敗について	9月号	Bd.18, S.194-225	VIII S.253-271
1792年	[9] 人間本性における根本悪について	4月号	Bd.19, S.323-384	VI S.19-53
1793年	[10] 理論では正しいかもしれないが実践の役に立たないという俗説について	9月号	Bd.22, S.201-284	VIII S.273-313
1794年	[11] 天候におよぼす月の影響について	5月号	Bd.23, S.392-407	VIII S.315-324
	[12] 万物の終わり	6月号	Bd.23, S.495-522	VIII S.325-339
1796年	[13] 哲学に最近あらわれた高慢な口調について	5月号	Bd.27, S.387-426	VIII S.387-406
	[14] 誤解から生じた数学論争の解消	10月号	Bd.28, S.368-370	VIII S.407-410
	[15] 哲学における永遠平和条約の締結が間近いことの告示	12月号	Bd.28, S.485-504	VIII S.411-422
1797年	[16] 人間愛から嘘をつくいわゆる権利について	9月号	* S.301-314	VIII S.423-430

* Berlinische Blätter. Erster Jahrgang : 1797, Erstes Vierteljahr : Julius, August, September.

(1) ベルリン水曜会の構成員

ベルリン水曜会は、ベルリンの卓越した政治家、法律家、神学者、教育家、医者たちが、「公益に奉仕する *gemeinnützig*」目的のために、すなわちフリードリッヒ大王の「民衆教育 *Volkserziehung*」の意向を可能な限り実践に移すために結集した結社であった (Keller, 91)。当時ベルリンには様々な結社が存在していたことが確認されているが⁽⁶⁾、次節で見ると、ベルリン水曜会はいわゆる「秘密結社」であった。会員は実名ではなく、「ニックネーム *Brudernamen*」、例えば Svarez は Kriton、Klein は Kleon のように呼ばれるか、もしくは 24 番までの「番号」で示されるようになっていた。つまり、会員は 24 名であり、入会に際して満場一致の許可が必要であった (Keller, 93)。ベルリン水曜会の会員は表 2 の通りである⁽⁷⁾。

一見してベルリン水曜会には、「高等宗教局顧問官」「枢密高等法院顧問官」「枢密財務顧問官」などのように、宗教、司法、財務にかかわる高級官僚が数多く含まれていることが理解できる。中には後年『プロイセン一般ラント法典』(1794 年) を編纂するスヴァレットとクライン、財務大臣になるシュトルエンゼーなどもある。また、フリードリッヒ大王の侍医やその皇太子の教育係もおり、単に高級官僚であるだけではなく、フリードリッヒ大王に極めて近い位置にいる人物たちの結社であることも理解できる。会員最長老のシュバルディングが著述した『人間の使命』(1747 年) は、1794 年までに 13 版を数え、フランス語、オランダ語、そしてラテン語にさえ翻訳されて広く読まれた当時の代表的書物であった⁽⁸⁾。さらに、ニコライのような出版書籍商や文筆家、教育関係者、教会関係者なども含まれていた。メンデルスゾーンは病気を理由にピースターの入会要請を断ったが、ピースターの提案によって意見表明だけの「名誉会員」として協力することになった⁽⁹⁾。構成員の多くは科学アカデミーの会員でもあった。ケラーが述べているように、ベルリン水曜会は、まさしくベルリンの卓越した政治家、法律家、神学者、教育家、医者たちによって構成されていたのである。

(2) ベルリン水曜会の活動

ベルリン水曜会がフリードリッヒ大王の「民衆教

育」の意向を受けていたことに触れたが、そのためにベルリン水曜会は具体的にどのような活動を行っていたのか。また、ベルリン水曜会はどのように運営されていたのか。ケラーの叙述に基づいてあらかじめこの点についても触れておくことにしよう。

ベルリン水曜会の会員たちは、その目標を実現するために、文芸やさらにはドイツ語の改善にも影響を及ぼそうとした。例えば、当時、墮落して有害であった民衆文芸に対抗するために、市民や農民のための「民衆本 *Volksbuch*」を創設し、他方、教養ある人たちのためにはベルリン水曜会の会員と接触できる「読書会 *Lese-Gesellschaft*」を設立して学問への興味を提供しようとした。また、「大学改革」の討論にも熱心に従事し、不慮の事故で設立者の公爵を失った学校のために 7000 ターラーを集めて資金援助することなども行った。当時のこのような民衆教育の活動が「啓蒙 *Aufklärung*」と呼ばれる活動にほかならなかった (Keller, 92)。

しかし、ベルリン水曜会は結社として公に行動することを忌避しようとした。というのも、「知識 *Wissen*」の増大によって一面的に「幸福 *Glückseligkeit*」を生み出そうとするベルリン水曜会の活動は、当時の「宗教的政治的な党派的憎悪」と無縁ではなかったからである。ベルリン水曜会の啓蒙活動は「救済のない計画」あるいは「直接的な陰謀」「国家犯罪の試み」に数え入れられ、「反乱の意図的煽動」「キリスト教の宗教と教会を排除する恥ずべき計画」と見なされた (ibid.)。したがって、ベルリン水曜会が「秘密結社」であったのはまさに「時代の必要」であり、『ベルリン月報』もベルリン水曜会の公然とした機関誌だったのではなく、「ある意味において機関誌と見なされてよい」(Keller, 93) ほどのものにすぎなかった。会則では、会合で討論されたすべてのことだけでなく、ベルリン水曜会そのものの存在についても一切公にすることが禁じられ、「名誉にかけて秘密を守ること」が義務づけられた。そのため会員たちは、会合で得たアイデアをあくまでも「個人的なもの」として広範な社会層に対して啓蒙的に働きかけようとした。当時会員の名前で出版された多くの書物がその内容の一部をベルリン水曜会に負っていることが実証されている。しかし、他方で会則は会員に対する「完全な寛大さ」、つまり結社の内外で「信仰観 *Glaubens-Absichten*」

(表2) ベルリン水曜会会員一覧

会 員 名	生没年	職 業 ・ 役 職 等
[1] メーゼン (Johann Karl Wilhelm <u>Möhsen</u>)	1722-1795	フリードリッヒ大王の侍医
[2] ビースター (Johann Erich <u>Biester</u>)	1749-1816	国務大臣ツェードリッツ私設秘書、王立図書館司書、ベルリン水曜会設立(記録係)、『ベルリン月報』創刊
[3] クライン (Ernst Ferdinand <u>Klein</u>)	1744-1810	枢密高等法院顧問官 Geheimer Obertribunalrat、ハレ大学学長、『プロイセン一般ラント法典』(1794年)
[4] スヴァレツ (Carl Gottlieb <u>Svarez</u>)	1746-1798	枢密高等法院顧問官、フリードリッヒ大王の皇太子(フリードリッヒ・ヴィルヘルム3世)の個人教授、『プロイセン一般ラント法典』(1794年)
[5] ツェルナー (Johann Friedrich <u>Zöllner</u>)	1753-1804	高等宗教局顧問官 Oberkonsistorialra、ベルリン水曜会設立
[6] シュミット (Gottlieb Ernst <u>Schmid</u> [W. H. Schmied])		ルター派牧師 [ギムナジウム学長代理 Prorektor]
[7] メンデルスゾーン (Moses <u>Mendelssohn</u>)	1729-1786	(非会員) 名誉会員、実業家
[8] ディーテリヒ (Johann Samuel <u>Diterich</u>)	1721-1797	高等宗教局顧問官
[9] シュパルディング (Johann Joachim <u>Spalding</u>)	1714-1804	高等宗教局顧問官、『人間の使命』(1747)、ベルリン水曜会最長老
[10] ゼレ (Christian Gottlieb <u>Selle</u>)	1748-1800	フリードリッヒ大王、フリードリッヒ・ヴィルヘルム2世の侍医
[11] エンゲル (Johann Jacob <u>Engel</u>)	1741-1802	哲学者、劇作家、文筆家、フリードリッヒ大王の皇太子(フリードリッヒ・ヴィルヘルム3世)の個人教授
[12] ニコライ (Christoph Friedrich <u>Nicolai</u>)	1733-1811	出版書籍商、『一般ドイツ文庫』全256巻(1765-1805)の創刊・編集
[13] テラー (Wilhelm Abraham <u>Teller</u>)	1734-1804	高等宗教局顧問官(啓蒙神学者の代表者)、ツェードリッツによる学校・教会改革の協力者、ベルリン水曜会設立
[14] ゲーディケ (Friedrich <u>Gedike</u>)	1754-1803	シュパルディングの息子たちの家庭教師、ギムナジウム校長、高等宗教局顧問官、ベルリン水曜会設立、『ベルリン月報』創刊
[15] シュトルエンゼー (Karl August von <u>Struensee</u>)	1735-1804	枢密財務顧問官 Geheime Finanzrat、のちに財務大臣
[16] ドーム (Christian Wilhelm von <u>Dohm</u>)	1751-1820	枢密文書館文書係、陸軍参事官 Geheimer Archivar und Kriegsrat、外交大使
[17] ヴレーマー (Johann Heinrich <u>Wlömer</u>)	1726-1797	枢密財務顧問官
[18] イルヴィング (Karl Franz von <u>Irwing</u>)	1728-1801	高等宗教局顧問官、ベルリン水曜会設立(最初の会合の案内を発送 1783/10/03)
[19] ベネッケ (Friedrich Wilhelm von <u>Beneke</u> Benecke)	1752-1793	カンメル法院顧問官 Kammergerichtsrat
[20] ゲープハルト (Johann Georg <u>Gebhard</u>)		改革教会牧師
[21] ジープマン (H.C. <u>Siebmann</u>)		御料地顧問官 Domanenrat
[22] ロイヒゼンリング (Franz Michael von <u>Leuchsenring</u>)	1746-1827	フリードリッヒ大王の皇太子(フリードリッヒ・ヴィルヘルム3世)の教育官
[23] マイヤー (Johann Siegfried <u>Mayer</u> [Meyer, Maier])		枢密高等法院顧問官 [侍医、植物学教授]
[24] ゲッキング (Leopold Friedrich Günther von <u>Göcking</u> [Göcking])	1748-1828	枢密高等財務顧問官、詩人

を攻撃しないことも定めていた (ibid.)。

会員たちは交代で会員の住居に集合し、その都度その主人が話題提供の講演を行うことになっていた。国政や財政、立法、思弁哲学および実践哲学、きわめてまれに文学から話題が提供された。会合は、「水曜会」の名称が示すように、夏は第一水曜日に、冬は第一と第三水曜日に開催された。会員たちは、提供された話題についてその場で口頭による討論を行い、そして夕食を共にした。その後、密閉された「紙入れ die Mappe」⁽¹⁰⁾を用いて講演内容を記述した文書が回覧され、文字による個別の意見表明の機会が与えられた (ibid.)。しかし、フリードリッヒ大王の没後、1798年10月20日、秘密結社に対する勅令が出され、ベルリン水曜会も、解散するか、さもなければ警察大臣の監督下に従属するかを選択を迫られた。ベルリン水曜会は前者を選択して1798年11月に解散した。

要するに、ベルリン水曜会は、フリードリッヒ大王の下で政策を立案、実施するために高級官僚や知識人たちが秘密裏に結集した秘密結社だったのである。官僚たちが推挙した立法や改革のための計画や構想は、多くの場合、最初にこのベルリン水曜会で論評され精査されたものだった (Keller, 90)。スヴァールツとクラインによって成し遂げられた『プロイセン一般ラント法典』の編纂も、ベルリン水曜会で集約された提起が直接の発端であった (Panwitz, 18)。ベルリン水曜会は、いわばフリードリッヒ大王のブレインたちの秘密結社だったと見ることもできよう。パンビッツに従ってベルリン水曜会の概要を整理したのが表3である (Panwitz, 17)。

(表3) ベルリン水曜会概要

名称	枢密水曜会、ベルリン水曜会、啓蒙の友の会
設立	1783年秋
解散	1798年11月
目的	相互の啓蒙および社会的な啓蒙のための思想と意見の交換
会合の場所と時間	会員のうち1名のところで持ち回り；毎月、夏は第一水曜日、冬は第一と第三水曜日、そのつど 17:50-20:00
特記事項	会員最大数 24名；閣下の入会は認めない；満場一致でのみ新会員の入会を許可する
記録係	ピースター
分担金	毎月 16 グロッシュェン

2. 「啓蒙とは何か」をめぐる意見表明

ベルリン水曜会の解散にともなって大部分の文書が廃棄された (Panwitz, 18)。そのため、今日研究に用いられる資料は著しく断片的であり、ベルリン水曜会の隠された全貌を明らかにするには十分とは言えない。ケラーによれば、解散後100年近くを経てベルリン水曜会が再び注目されるようになったのは、シュトルツェル (Adolf Stölzel, 1831-1919) とマイスナー (Heinrich Meisner) の功績である (Keller, 68)。シュトルツェルは、スヴァレツに関する研究において、彼がベルリン水曜会の会員であったという事実に着目し、1885年に初めてベルリン水曜会のことを明らかにした。シュトルツェルは、司法省の文書の中からベルリン水曜会でスヴァレツが行った講演の原稿を発見し⁽¹¹⁾、さらに数年後、ニコライの遺品の一部を閲覧してベルリン水曜会の会報のかなりの部分を明るみにもたらした。しかし、ベルリン水曜会の研究に最も踏み込んで従事したのは、ベルリン王立図書館上級司書のマイスナーであった (Keller, 69)。マイスナーは、王立図書館所蔵の手書き資料の中からベルリン水曜会のかんりの文書を発見するという幸運に恵まれ、1896年に「啓蒙の友」というタイトルでベルリン水曜会のことを公表する機会を手に入れた。彼が発見した資料の一部は印刷のために編集部に委ねられた。本稿で取り上げるメーゼンの講演にかかわる資料は、このマイスナーに由来するものである (Keller, 73 Anm.)。

さて、1783年12月17日、ベルリン水曜会の例会が開催され、メーゼンが「同胞市民 Mitbürger の啓蒙のために何かなされるべきか」というタイトルの講演を行った。翌日以降、会の運営方式に従ってこの講演内容の文書が回覧され、各会員の意見表明が行われている。本章では、ケラーの資料に基づいてメーゼンの講演とこれに対する各会員の意見表明を精査することにしよう⁽¹²⁾。

[1] 1783/12/17 メーゼンの講演「同胞市民の啓蒙のために何かなされるべきか」

メーゼンは、ベルリン水曜会の目的について「われわれおよび当地のわれわれの同胞市民を啓蒙する

ことである」(Keller, 74)と述べ、ベルリンのよう
な大都市の啓蒙には困難がともなうにしても、もし
この困難を克服することができれば全ドイツに光が
広がるだろうと期待している。そして、この目的を
遂げるために6つの課題を提起している。

1. 啓蒙とは何かを厳密に規定すること。

2. われわれの国民あるいは当地の公衆 Publikum
の悟性の方向性、思考の仕方、先入見、道徳など
における欠陥と不具合を規定し、これまで何によっ
てこれらが促進されてきたかを探求すること。

3. 最も有害である先入見と誤謬 die Vorurteile
und Irrtümer にまず手を着けて根絶 ausrotten し、
その上でさらに一般的な知識が最も必要としている
真理を展開して広めること。

4. 40年以上にもわたって⁽¹³⁾、思想、言論、出版
の自由が、一見したところ他の国々よりもいっそう
支配的であるにもかかわらず、しかも青年の教育さ
えも徐々に改善されているにもかかわらず、われわ
れの公衆の啓蒙がいまだに広くは成功していないの
はなぜかを研究すること。

5. 国王が言うように、もし母語であるドイツ語
に、理念を分かりやすく表現するための不完全性が
あるとすれば、ドイツ語の改善に目を向け、ドイツ
語がどの程度実際にこの批判に値しているかを研究
すること。

6. 「新たな誤謬へと誘惑されるか、あるいは慣れ
た誤謬に留まらされるか、いずれかによって惑わさ
れることは大衆 der gemeine Haufe にとって有益
であるか」というアカデミーの懸賞問題 (1778年)
について、賛否双方の懸賞論文を精査するかどう
か。ベルリン水曜会の努力は、公衆を越えて国家や
政府にとって有益なのか有害なのかをよく考えるこ
と。

メーゼンは、ベルリン水曜会の目的として、同胞
市民、とりわけベルリンの同胞市民の啓蒙を挙げて
いる。そしてそのためにまず必要なことが「啓蒙と
は何か」を厳密に概念規定することであると述べ、
その上で、啓蒙を疎外している「欠陥と不具合」を
探り、その原因である「先入見と誤謬」を根絶して
「知識」をもたらす「真理」を普及させよう、とベル
リン水曜会の進むべき方向を順を追って提起して
いる。メーゼンの提起は明快である。フリードリッ
ヒ大王の啓蒙政策にもかかわらず、公衆の啓蒙がま

だ十分普及しないことについて、大王自身は「学校
における誤った教育」に懸念を示すとともに、ドイ
ツの文芸におけるドイツ語の「不完全性」に憂慮を
示していた (Keller, 74)。メーゼンは大王への配慮
にも意を尽くしている。「新たな誤謬」と「慣れた
誤謬」を対比して「大衆」の啓蒙を問うアカデミー
の懸賞論文の賞金は、一方的な判定で躓くことを危
惧したアカデミーによって、賛成論文と反対論文の
双方に分割されていた。しかし、メーゼンはこの点
について「われわれの洞察によって確実に決定する
ことができる」と自信を示している (Keller, 75)。
というのも、「われわれは、秘密の厳守というきわ
めて優れたわれわれの定めの下で、善意の愛国者の
義務を果たすからである」(ibid.)。ベルリン水曜会
には「擁護者 der Protektor」も「保護者 die Mäzene」
もないので、それらの反対意見で行き詰まること
はない。また、「報酬」を期待しているわけでもな
ければ、「名誉」や「賞賛」に動かされることもな
い。そもそも会の存在自体が知られていないからで
ある。他者の意図なしに、われわれの力だけによっ
て同胞市民と次世代の最善を促進するという内的信
念だけが最も優れた唯一の報酬である、とメーゼン
は述べている (Keller, 76)。

以上のようなメーゼンの提起に対して、翌日以
降、ベルリン水曜会の会員による意見表明が行われ
ている。

[2] 1783/12/18 ビースターの意見表明

ベルリン水曜会の記録係ビースターの下にメーゼ
ンから講演文書が委託されたことが報告されてい
る。メーゼンは前回の集会でも「ブランデンブルク
の古貨幣」について講演をしていたので (Keller,
73 Anm.)、結局、2つの文書を回覧することにな
った。ビースターは新たな第2の文書に「並々な
らぬ重要な論点」が含まれていることを指摘してい
るが、具体的な言及はない。

[3] 1783/12/20 クラインの意見表明

貨幣に関する第1の文書について、クラインは、
門外漢なので何も助言できないが、貨幣の知識も啓
蒙のために貢献できるに違いないと述べている。こ
れに対して第2の文書については、「きわめて細心
な精査に値する問い」(Keller, 77)を含んでいると

見て、啓蒙の本質がどこにあるかという問いは、「出版の自由 Pressfreiheit」をどこまで認めるかという問いに大きな影響を及ぼすと考え、メーゼンの提起に関していくつかの具体的な論点を挙げている。

クラインによれば、啓蒙とは事物の真の価値を正しく評価できるようになるための「知識の普及 die Ausbreitung der Kenntnisse」であり、そのような知識は「徳と幸福」をともなっていなければならない。しかし、メーゼンが3番目に提起した「有害な先入見と誤謬の根絶」については留保が必要であると見ている。つまり、一般に真理は有益で誤謬は有害であると見なされるにしても、その誤謬が「ある階層 eine gewisse Klasse」(Keller, 78)の人々を高度な概念へと導くことに役立つならば、そのような「有益な誤謬 der nützliche Irrtum」を奪い取ってはならない。たしかに超自然的な事柄や非合理的な事柄が正しい知識を持たない人々にとって規範的な意味を持つことはあり得るだろう。クラインは、知識の普及していない人々が存在する現状を念頭に置いて、いくら真理が有益であるにしても「孤立した真理」(Keller, 77)には説得力もなく、また効果もないと考えている。

この「知識の普及」は、「出版の自由」、すなわち「検閲」の問題にかかわっている。クラインは、「大衆 der große Haufe」向けに限定された印刷物、例えば「暦 Kalender」「教義問答集 Katechismen」「週刊新聞 Wochenblätter」などが検閲官の権限の下にあることを是認する(Keller, 78)。もし大衆に向けて「元来兵士には誓いを守る義務はないのだ」と宣伝する印刷物があれば、検閲官は社会的混乱を防ぐためにその発行を禁止しなければならない。大衆に「語りかける vortragen」場合には検閲が必要である。しかし、「真理」について「考えを述べる auslassen」場合に検閲官が真偽を決定することは不遜である。哲学の論文で「誓いを守る義務」について述べることは、大衆に向けて語ることはまったく別のことである。哲学の論文を大衆が手にすることを前提する必要はないし、もしその論述内容に誤りがあれば、論駁され、真理が勝利を得るからである。また、著者に特定の主張を強制することは明らかな専制である、とも述べている。クラインは「知識の普及」と「大衆」、「出版の自由」と「検

閲」という論点を提起していると見ることができよう。

[4] 1783/12/23 スヴァレッツの意見表明

第1の文書について、スヴァレッツは、「貨幣学 Münzwissenschaft」が啓蒙を促進する有益な助手であると見なして、メーゼンの尽力に賛同と支持を表明している。第2の文書については、スヴァレッツもまた「きわめて大きな重要性」があると認め、人類一般の「幸せ das Wohl」やわれわれの時代の要求にとって、「啓蒙とは何か、それぞれの階層にとって啓蒙のどの段階が望ましいか」という問い以上に切迫した問いを知らない、と述べている(Keller, 78)。国民のすべての階層が最高の啓蒙に高められることは期待できないので、それぞれの階層の理解力や、思考および行動の様式などに対して、どの程度の啓蒙が相応しいかを規定することが重要だと見ている。そして、メーゼンの6つの提起に心からの賛成を示した上で、さらに次のような意見を述べている。

「多数の読書する公衆」(Keller, 79)のための著述家は、「庶民 der gemeine Mann」が行為の動機とすることに慣れている「ある種の原則や見解」が道徳にとって「好都合 günstig」である場合には、たとえそれが不確かで疑わしいものであっても、慎重にならなければならない。というのも、道徳的に善い行為を導くこの動機が国民から奪われ、しかも別のものが代替されない場合には、啓蒙どころか「道徳的退廃 Sitten-Verderbnis」が促進されるからである。道徳的行為のための「新たな動機」が国民の心情に刻印されるまでは「古くても完全な動機」が必要である。スヴァレッツは、たとえそれが「先入見」であっても、大衆の「徳の実行と悪徳の忌避」のために、すでに一般に普及して道徳に好都合なもの、例えば「地獄や悪魔」などは、当面、「触れられない unangetastet」ままにしておかなければならないと考えている。「徐々に」、「まったく気づかれずに」、より正しくより高潔な動機を付け加えることに尽力しなければならない。新たな体系が確立され、国民がそれに慣れたときこそ、「先入見」と戦ってそれを排除するときである。そこから生じる「有害な結果の総量」が、そこから引き起こされる「善の総量」を上回ることが明白になれば、

「先入見」は直ちにそして容赦なく排除されなければならない。スヴァレッツのこの意見は、クラインの「有益な誤謬」と軌を一にしている。

「出版の自由」と「検閲」という論点について、スヴァレッツは、「すでに啓蒙された国民」に読まれる書物には「一切の制限のない印刷と出版の自由」を望み、これに対して「習慣に導かれる国民読者たち gewöhnlichen Volkslesereien」においては「非常に注意深い検閲」が最高度に必要である、と述べている (Keller, 80)。「啓蒙とは何か」という問いの前提として、「すでに啓蒙された国民」と「まだ啓蒙されていない国民」という社会の階層構造を念頭に置いていることが浮き彫りになっている。それゆえに、スヴァレッツにとって「啓蒙とは何か」という問いには、「それぞれの階層に啓蒙のどの段階が望ましいか」という問いが結び付いているのである。

[5] 1783/12/23 ツェルナーの意見表明

ツェルナーは、第1の文書についてすでに自分の無知を告白していること、第2の文書の「啓蒙とは何か」についても自分の意見を示したことがあること、を短く述べているだけである。ちなみに、ツェルナーは『ベルリン月報』1783年12月号に「結婚の絆を今後宗教によって神聖化しないことは得策か」という論文を掲載し (Keller, 80 Anm.)、その文末の脚注で次のように述べている。「啓蒙とは何か。真理とは何かとほとんど同じように重要なこの問いは、啓蒙することを始める前に答えられるべきであろう。それなのに私はどこにも答えを見出していない。「啓蒙とは何か」というメーゼンの問いは、このような形ですでにツェルナーによって提起されていたことが伺える⁽¹⁴⁾。

[6] 1783/12/24 シュミット [シュミート] の意見表明

メーゼンの問いに答える努力をすることが知識の普及を促進するだろう、という主旨の一文が儀礼的に述べられているだけである。

[7] 1783/12/26 メンデルスゾーンの意見表明

メンデルスゾーンは、第2の文書がベルリン水曜会の課題と究極目的に直接関係し、共同して考慮す

るに値すると見ている。最も重要な点はすでにメーゼンや先行する会員の意見表明によって熟考されていると考え、次の4点だけを箇条書きに述べている。

1. 私が望むことは、一般的に啓蒙、もしくは個別的には、自分の意見を表明する「無制限の自由 eine ungebundene Freiheit」(Keller, 80)が、現実的に「公共の幸福 die öffentliche Glückseligkeit」を害したという実例が歴史から探し出されることである。

2. 啓蒙およびそこから生じることもある「革命」の功罪を熟考する際に、最初の数年とその後の時代を区別しなければならない。最初の数年は危険に見えることがあっても、結果的には「改善の前兆 Vorboten der Verbesserung」である。

3. 国民に浸透している「ある種の先入見」が状況によっては保護されなければならないとしても、その限界は「法律や検閲官」によって規定されるのか、それとも礼儀や誠実のように「個々人の信念」に委ねられるのか。本性上変わり得る「先入見」を変わることのない「法律」で規定することはできないし、さらに「検閲官」の判断に委ねることは「まったく無制限な自由」よりもいっそう有害であるように思われる。

4. モンゴルフイエ Montgolfier の発見は大きな変革に導くだろうが、人間社会の最善に導くかどうかはまだ決められない。だからといって前進を促進することをためらう者はいない。「永遠の真理」の発見はそれ自体善いことであり、その導きは「摂理 die Vorsehung」に属する事柄である (Keller, 81)。

クラインやスヴァレッツが「道徳的退廃」を危惧して「啓蒙」や「自由」の推進にある程度の抑制を想定しているのとは異なって、メンデルスゾーンは「無制限の自由」を含む「啓蒙」の推進にとても前向きであるように見える。「啓蒙」や「自由」が歴史上現実に「公共の幸福」を害したことがあるのかどうかを検証する必要がある。たとえ「革命」によって一時的に危機的状況が生じるにしても、それがなければその後のよりよい時代も存在しないだろう。大切なのは「法律」や「検閲官」などによって外的に管理することではなくて、礼儀や誠実のように「個人の信念」に委ねることである。メンデルスゾーンはそう言っているように見える。ちょうど同

時期の1783年にフランスのモンゴルフィエ兄弟が熱気球を発明して有人飛行を行ったことは、ベルリンの知識人たちにとっても刺激的であったに違いない。新たな「真理」の発見が人間社会の前進に寄与することを期待するメンデルスゾーンの姿勢は、同じ「啓蒙」の旗印の下にありながら、現役高級官僚のクラインやスヴァレツの姿勢とは明らかに対照的で際立っている。また、メンデルスゾーンが「啓蒙」と「摂理」という論点を挙げていることも看過してはならない。

[8] 1783/12/26 ディーテリヒの意見表明

第1の貨幣に関する文書について、ディーテリヒも、これまでの会員と同じように無知の告白を繰り返している。第2の「啓蒙とは何か」に関する文書については、ツェルナーがベルリン水曜会で講演を約束していることを挙げて、いまは詳しい言及をしないつもりだと述べている。ただし、これまで話題になっている「出版の自由」(Keller, 81)についてだけは自分の考えを書き留めないわけにはいかないと述べて、次のような論点の整理を行っている。

出版の自由が「無制限 *ungebunden*」であるべきだとすれば、著述家は、国家や道徳や何であれ、自分が真理だと見なしたことをすべて述べることができる。そうすると、国家の欠陥を非難し、法律のあら探しをして無秩序な悪習を紹介することや、また徳を汚したり笑いものにすることも許されなければならないことになる。したがって、「出版の自由」から生じる避けがたい「損失 *der Schaden*」がそれによる「利益 *die Vorteile*」によっていずれ凌駕され得るのか、という問題が残る。

他方、出版の自由が「制限 *ingeschränkt*」されるべきだとすれば、それをどこまで制限するのか、また誰が制限するのかという運用上の問題が生じる。例えば「道徳に反するものは出版されるべきではない」という原則が確立されている場合でも、あれこれの著作の判断で問題になるのは、担当する検閲官が道徳についてどのような知識を持っているかという点である。正しい知識を持っていない場合、いったいどうということになるのか。

このように、「出版の自由」に制限を設けない場合と設けた場合の問題点をそれぞれ指摘した上で、ディーテリヒは、「出版の自由」の「損失」と「利

益」を両面から叙述し、それらを相互に比較考量して「無制限な出版の自由」に賛成あるいは反対の結論を導く誰かが現れることを期待している。

[9] 1783/12/27 シュバルディングの意見表明

シュバルディングも、第1の文書についてはこれまでの会員と同様であると述べつつ、第2の文書に研究への動機づけが含まれていることを歓迎している。しかし、「出版の自由」と「検閲」の問題には触れずに、何よりも先に議論すべき課題として次の問いを挙げている。すなわち、啓蒙家は「真理」だけを考慮しなければならないのか、それともその真理の「有益性 *Nützlichkeit*」と「有害性 *Schädlichkeit*」についても同時に考慮しなければならないのか(Keller, 82)。シュバルディングは、クラインの「有益な誤謬」の議論に再び立ち返ろうとしている。

まず、シュバルディングは「抽象論として *in abstracto*、すべての真理は有益であり、すべての誤謬は有害である」と明言する。つまり、裏を返せば、具体的な現実の場面では「真理」と「誤謬」、「有益性」と「有害性」はいずれも「単に主観主義的 *subjektivisch* で相対主義的 *relativistisch*」であるにすぎないと見ている。私が真理だと言ったからといって、必ずそれが有益であるとは限らないというわけである。また、「有益性」と「有害性」を判定する「尺度」と「重み」の曖昧さを指摘して、不確かな可能性の下で両者は相互に相殺され、「信じられた真理」(Keller, 83)が世の中に行き渡ることになる、と述べている。

真理こそ有益だという意見に疑念を抱くシュバルディングは、クラインやスヴァレツと軌を一にして次のように述べている。国家体制や国家当局の欠陥が非難された結果、「遠い未来のもっともらしい大きな改善」とともに、「現在における多くの人々のより確実な不幸」が予期されてもよいのか。新らたな強い道徳的動機を代替せずに、「経験によって確証されたこれまでの道徳的動機」に異議を唱えてもよいのか。この論点を省略し無視することは、討論を放棄する自由であるように思われる。シュバルディングのこのような意見が、革命の功罪を考える際に「最初の数年とその後の時代を区別しなければならない」と述べたメンデルスゾーンに対する反論であることは明らかである。そして最後に、ディー

テリヒと同様にやはりツェルナーの名前を挙げて、彼の講演によって「啓蒙とは何か」という問いが精査され一定の答えが得られることを期待している。

[10] 1783/12/29 ゼレの意見表明

今後のベルリン水曜会の講演で自分の考えを話す、ということだけが述べられている。

[11] 1783/12/30 エンゲルの意見表明

メーゼンの文書はベルリン水曜会の最も重要な問いへと注意を喚起している、この問いに一気に答えることはできないが、それらを明らかにする機会に近い、と述べているだけである。

[12] 1783/12/30 ニコライの意見表明

第2の問いはベルリン水曜会の有益な題材であると述べた上で、ニコライは、「出版の自由」(Keller, 83)について言及している。全ドイツにおいて「抑圧 die Unterdrückung」がとても厳しいので、真理と幸福のためには、「出版の自由」の拡大による損害よりも、むしろその制限による損害の方を危惧しなければならない。著述家は自分が真理だと考える文章を読者の考察のために提供するが、真理であろうとなかろうと、考察のための文章をまったく提供させないように強制できるのか。ニコライは次のような例を挙げて「出版の自由」を擁護している。最悪の事態を想定してみよう。ある人が「近親相姦」「父親殺し」「大逆罪」を推奨したとしよう。まともな人たちはこれに嫌悪を示すに違いない。つまりこの嫌悪によって「高潔な心情 die edlen Gesinnungen」(Keller, 84)が見出されるのである。したがって、低劣な著述家でさえ、口では言えることでも文章では述べないことを余儀なくされる。このような「市民的名誉 bürgerliche Ehre」が著述家に影響を及ぼしているからである。ニコライは、メンデルスゾーンの第2と第3の論点、つまり「革命の危険は改善の前兆であること」「検閲は無制限の自由よりも有害であること」に触れて、これが自分にとって心底からの叙述であると賛同の意を表している。

検閲がなければ「出版の自由」によって国家や道徳に「損害」が生じると指摘したディーテリヒに対して、ニコライは、読者の側の「高潔な心情」や

「市民的名誉」によって自ずから規制が働くはずだと反論しているように見える。全ドイツにおける厳しい「抑圧」の下で、出版業のニコライにとって「出版の自由」と「検閲」の問題は死活問題であったに違いない。

[13] 1784/01/02、1784/01/15 テラーの意見表明

テラーは、メーゼンの提起について「さしあたり vorläufig」示されたものであり、その委細は今後の会合で検討されると慎重な姿勢を示し、エンゲルの名前を挙げて認識を共有している旨を述べている。メーゼンに対する具体的な言及はないが、神学者の立場から3点を挙げている。当代啓蒙神学者の代表として「啓蒙」について一言しないわけにはいかないだろう。

1. メーゼンは、神を失った人間一般についてではなく、若干のカルヴァン的なこと Calvinischen について語っているにすぎない。

2. 神を失った人間についてではなく、いくぶん放蕩な人間について語っているにすぎない。

3. 彼らが敬虔なキリスト教徒になることではなく、外面的な品行方正に連れ戻されることを主張したのである。

なお、テラーは、この文書を書いてカプセルに入れたが、召使 Bedienter に手渡すのを忘れて引き出しに入れたままになっていたので回覧が滞ってしまった、と詫言っている。日付が2つあるのはそのためである。

[14] 1784/01/16 ゲーディケの意見表明

ゲーディケは、スヴァレッツの「すでに啓蒙された国民」と「まだ啓蒙されていない国民」という階層構造の議論を受けて、この点についていっそう明確に率直に意見を述べているように見える。ゲーディケによれば、「啓蒙」は「真理」と同様に相対的な概念である。啓蒙は、場所や時代、身分、性別、その他の状況に応じて様々である。啓蒙の平等は、身分の平等と同様に望ましいものではなく、また「幸運にも」身分の平等と同様に不可能である。それにもかかわらず「国民の啓蒙 National-Aufklärung」(Keller, 85)が考えられているが、それは様々な身分の下で様々な程度の啓蒙をいっしょに合計した産物である。すべての国民を一気に啓蒙することは一

人の人の仕事ではなく、ましてや著述家の仕事ではない。「啓蒙がそこから始まらなければならない本来の点は、国民の中核である中産身分 *der Mittelstand* である。ここから啓蒙の光が両端へ、つまり上流身分と下層身分へただ漸次的に *allmählich* 広がっていくのである」(ibid)。しかし、ゲーディケは、上流身分と下層身分が中産身分ほどの啓蒙に達するかどうかを危ぶんでいる。「まだ十分に啓蒙されていない人や身分」にとって有害になり得る「真理」が存在することも認めている。そして、これ以上のことは間もなく開催される会合で話す約束し、その場で委細に議論され熟考されるべきだと述べている。

ゲーディケの意見では、スヴァレッツよりもはるかに鮮明に固定的な身分社会の構造が浮き彫りになっている。すなわち「上流身分」「中産身分」「下層身分」という階層社会の構造である。その中でもとりわけ「中産身分」を啓蒙の担い手と捉えている点は注目に値するだろう。啓蒙を「漸次的に」広げようとする姿勢は、スヴァレッツが啓蒙を「徐々に」進展させようと考えたのと一致している。

[15] 1784/01/27 シュトルエンゼーの意見表明

旅行を前にした多くの仕事によって意見を付け加えることができない、別の機会にそのための余裕がある、とだけ述べている。

[16] 1784/02/09 ドームの意見表明

回覧が遅れたことを詫びた上で、メーゼンの意見がベルリン水曜会に重要な題材を提起していることは疑いないと述べ、各項目について個別に以下のような意見を表明している。第1の「啓蒙とは何か」という問いは、すでに会合で議論された問いであり、種々の点から考察されている。真理と先入見に関する第3の提起は、われわれの仕事に即ちその計画と秩序を与えるので、会合での考慮と研究に値する。第5のドイツ語の改善も重要ではあるが、われわれにはより重要なことがあるので、無くてもよい課題である。第6の懸賞論文の検討は回り道である。むしろより自由で固有な研究がもっとよりよい何かを提供するだろう。第5と第6の提起を退けた後、ドームは、国民を欺いてはならないこと、「真理と啓蒙」が常に人間を幸福にすること、を明確に

するように提起している。

また、ドームは、メンデルスゾーンの名を挙げて、「啓蒙と自由が現実に公共の幸福を害したという実例を歴史から導き出す」ことを望み、さらに「危機の一時的な害悪（あるいは、専制と迷信の崩壊に結び付いた不安）が、より大きな善のうちへと解消しなかった」ような出来事がないとは言えないと述べている (Keller, 86)。ドームは「真理と啓蒙」が人間の幸福にとって有益であるという立場に立って、「革命の危機は一時的」とするメンデルスゾーンに賛同し、その後の「より大きな善」の実現を期待している。ドームの立場は明確であるが、しかし、メンデルスゾーンを引用して追認するだけで、それ以上の踏み込んだ意見を表明しているわけではない。文末でメーゼンの貨幣学的手法を称賛している。

[17] 1784/02/17 ヴレーマーの意見表明

貨幣学については他の会員と同様であると短く述べた上で、「自分自身と他人を完成せよ *Perfice te ipsum et alios*」というラテン語の大原則を引き合いに出して、この大原則に従えば自分および他人を啓蒙する活動はベルリン水曜会の主要目的として広く是認されると述べている。また、この間に実施されたことが伺われるツェルナーの講演 (Keller, 86 Anm.) や「出版の自由」に関するクラインの議論に基づいて、今後ベルリン水曜会で相互啓蒙が行われることを期待している。

ヴレーマーは、メーゼンが提起した第3の課題、つまり「啓蒙」と「先入見」の問題に踏み込んでいいる。「国民が全体として長い間それに従って行動し、国民にとって有益でまた有害ではない先入見は、真理が同じように実際の動機として代替され、誤謬が自ずから消滅するまでは、許容されるべきである」(Keller, 86)。それは、これまで支配的だった諸原則に「無政府状態 *eine Anarchie*」が生じないようにするためである。真理の信仰すなわち学問は、あらゆる人にとって現世の状態では「絶対に不利益 *absolut nachteilig*」(Keller, 87) である。ヴレーマーは「幾人かの会員」の考えに共感を示しながらこのように述べている。クライン、スヴァレッツ、シュバルディングが念頭にあることは言うまでもない。

他方でヴレーマーは、メンデルスゾーンが提起した2つの論点にも言及している。1つは、「啓蒙」の是非を「歴史の実例」によって検証するという提起である。この点に関してヴレーマーは、具体的に「ギリシアとローマの歴史」を挙げ、すでに完結したこれらの歴史から「啓蒙」について完全な情報を得ることができると見ている。そしてこれらの歴史において「苛酷な危機 eine harte Krisis」が引き起こされたことは疑いもなく、啓蒙活動における最悪の予見として忠告を読み取ろうとしている。もう1つは、「革命の危険は一時的であり改善の前兆である」という見方である。ヴレーマーは、これまでの会員の誰よりも截然とこの見方に反論している。「将来の人類の幸福がおそらく望まれるとしても、一時的であれ現在いる人々の害悪があれば、それを回避することが義務である」。しかし、「摂理がすべてのことを全体として最善へと導く」という点では、メンデルスゾーンと一致している。

[18] 1784/02/22 イルヴィングの意見表明

第1の文書について、イルヴィングは、メーゼンによる貨幣学のすぐれた方法がベルリン水曜会にかかわる事柄にも拡張されることを期待し、他方、第2の文書の提起は大いに注目し、見て、「われわれの仕事のさらなる計画と秩序を与える」とドームの文を引用している。また、メンデルスゾーンの「歴史の実例」に関する提起について次のように述べている。個々の人間がものごとの「真の善」を判断するための性格的な特性を欠いている間は、われわれは経験に基づいて、歴史から「事実 Fakta」を集めなければならない。つまり、「自由」を考へることが実際に「有害」であるのか「有益」であるのか、どの程度そうなのか、という証拠を歴史から集めなければならない。そして「永遠の真理の発見はそれ自体善いことであるが、そのことの指導は摂理の事柄である」とメンデルスゾーンの文を引用している。歴史的検証という点で、イルヴィングはメンデルスゾーンに一致しているように見える。

しかし、「検閲」と「革命の危険」については、メンデルスゾーンに立脚しつつ、さらに踏み込んだ独自の議論を展開しているように見える。歴史の事実を観察すると、「慎重さ die Vorsichtigkeit」という制限あるいは規則が見出される。つまり、私は

誰かを侮辱してはならないし、他人に対して謙虚で寛大でなければならない。このことが生じるのは、私が正と不正あるいは善と悪を判断して公表する「公共的公示 die öffentliche Bekanntmachung」の際に、他人との「交渉 eine Unterhandlung」を念頭に置いているからではないか。そうであるとすれば、当然、国家や道徳に関しても同様の制限あるいは規則が求められるのではないか。要するに、イルヴィングは、人間が他人との関係性の中にあることに着目して、それなりの「慎重さ」、裏を返せばある程度の制限も必要であると考えているわけである。メンデルスゾーンも、「個人の信念」にそのような制限が委ねられると見ていた。イルヴィングは、このような観点に立脚しない制限は人間の自由と幸福にとって最高度に危険であるとも述べている。

「革命の危険」についてイルヴィングは、まったく恐れる必要がないと断言している。「啓蒙」によって初めのうちに引き起こされる「あらし Stürme」(Keller, 88) を過度に恐れる人は、ルターやイエスにも一切の啓蒙を思い止まらせたであろう。啓蒙が、「自然な悟性」に基づく「冷静な考察 kaltblütige Betrachtungen」に由来する場合には、このあらしを恐れる必要はない。というのも、「中産身分」あるいは「知識身分 Gelehrten-Stände」から始まる啓蒙が、大衆に危険をもたらす「突然の騒乱」を刺激することはないからである。イルヴィングもまた、ゲーディケと同様に「中産身分」もしくは「知識身分」を啓蒙の担い手と見ている。裏を返せば、啓蒙が「魂の救済」や「魂の危険」、「神性の指図」などの表象に由来する場合は危険であると考へているとも推測される。

[19] 1784/04/30 ベネケの意見表明

貨幣学には無知であること、「検閲」についての考え方をベルリン水曜会の判断に委ねること、が述べられているだけである。

以上でメーゼンの講演に対する会員の意見表明は終了である。次章ではいくつかの論点を抽出してこれらの意見表明を整理してみよう。

3. 意見表明における論点と類型

メーゼンは「同胞市民の啓蒙」のためにベルリン水曜会の6つの課題を提起した。一見したところ、会員たちの反応はその多様な素性に応じて多種多様であり、思想的状況は複雑で錯綜しているように見える。第1の「啓蒙概念の規定」については、最初にクラインによって「知識の普及」という説明がなされた以外に踏み込んだ言及が行われたようには見えない。むしろこの論点は「普及」のあり方へ、つまり「出版の自由」と「検閲」の問題へと展開し、これに関して数多くの会員が意見表明をしている。第2の「先入見の原因」については会員の意見表明がない。第3の「先入見と真理」については、社会的な有用性と有害性の視点と結び付いて比較的多くの会員が意見表明をしている。第4の「啓蒙が拡大しない原因」、第5の「ドイツ語の改善」、第6の「懸賞論文の検討」については、ほとんどの会員が意見表明をしていない。唯一ドームが第5と第6の課題について「無くてもよい課題」「回り道」であると提起を退けている。

多くの会員たちがメーゼンの提起を注目に値するものとして高く評価しているにもかかわらず、意見表明は必ずしもメーゼンの枠組みに従って進展しているわけではない。本章では、いくつかの論点を抽出して会員たちの意見表明を整理し類型化することによって、ベルリン水曜会の思想的状況を解明してみることにしよう。

(1) 出版の自由と検閲

「啓蒙」すなわち「知識の普及」のために「出版の自由」はどこまで許容されるのか。「啓蒙とは何か」というメーゼンの第1の提起を受けて、クラインは改めてこのような提起を行った。全ドイツにおいて「出版の自由」が厳しく抑圧されている現状において、啓蒙の拡大を目指すベルリン水曜会としては切実な問題だったに違いない。

しかし、「無制限の自由」に言及しているメンデルスゾーンですら、状況によって「ある種の先入見」が保護される必要性、すなわち一定の制限を是認しているように見える。ただし、その制限を「法律や検閲官」に委ねることは「まったく無制限な自

由」よりもいっそう有害と見て、「個々人の信念」に委ねるべきだと考えている。ニコライはメンデルスゾーンに賛同し、「出版の自由」の拡大による損害よりも「検閲」による損害の方を危惧している。検閲がなくても、読者の「高潔な心情」や「市民的名誉」によって自ずから規制が働くはずだと見ている。イルヴィングは、人間関係における「慎重さ」や他人との「交渉」という独自の観念を持ち出して自ずから制限が機能することを示そうとしている。

法律や検閲官による「検閲」を拒絶するこれらの会員に対して、クラインとスヴァレツは「検閲」の必要性を主張している。ただし、その対象はあくまでも「大衆」向けに限定された印刷物であり、「習慣に導かれる国民読者」を念頭においた制限である。つまり、クラインもスヴァレツも、哲学の論文が検閲に馴染まないことを認めた上で、「すでに啓蒙された国民」には「一切の制限のない印刷と出版の自由」が望ましいと考え、著述家に対する特定の主張の強要は専制であるとも見ている。

これらの主張に対してディーテリヒは、「出版の自由」が無制限に認められた場合に「損失」よりも「利益」が増すことがあるのかどうか、逆に、制限すべきだとした場合に個々の検閲官に由来する運用上の問題点をどのように解決するのか、と双方の問題点を整理している。

要するに、メンデルスゾーンたちは「出版の自由」の制限を検閲官ではなくて個々人に委ねるべきことを主張し、クラインたちは「大衆」を念頭においた検閲の必要性を主張しているのである。

(2) 先入見と真理

「有害である先入見と誤謬を根絶して真理を広める」というメーゼンの第3の提起は、ベルリン水曜会の会員たちに波紋を広げ、白熱した議論を引き起こしている。ドームは、真理と啓蒙は人間の幸福にとって有益であると考え、メーゼンに全面的に賛同しているが、踏み込んだ議論を展開しているわけではない。しかし、これ以外の多くの会員たちはメーゼンの提起に疑念を表明している。

クラインは、一般に真理は有益で誤謬は有害であることを認めつつ、先入見と誤謬の「根絶」には反論をしている。というのも、「ある階層」の人々にとってはそれらが役に立つ場合もあるので、そのよ

うな「有益な誤謬」を奪い取ってはならないからである。スヴァレツも同様に、「道徳的退廃」を回避するために、道徳に「好都合な」先入見は新たな動機が代替されるまで「触れられない」ままにしておくべきだと考えている。このような意見はさらに続く。シュパルディングは、「真理」も「有益性」も主観主義的で相対主義的であり、そのため「信じられた真理」だけが世の中に広まる。「真理」だからといって必ずしも「有益」であるとは限らない。新たな道徳的動機が代替されるまでは、たとえ先入見や誤謬であれ、「経験によって確証されたこれまでの道徳的動機」を根絶してはならないと見ている。また、「真理」のあり方について、ゲーディケは、十分に啓蒙されていない身分にとって有害になり得る「真理」も存在すると見ている。ヴレーマーはこれらの意見を取りまとめて、有益でありしかも有害ではない先入見は、真理が実際の動機として代替され、誤謬が自ずから消滅するまでは許容されるべきであると述べている。そうしないと原理的な「無政府状態」が発生することになるからである。「真理の信仰」は現状では「絶対に不利益」であるとも明言している。

先入見の根絶に反対するこれらの意見に対して、メンデルスゾーンは「無制限の自由」が現実に「公共の幸福」を害した歴史的事例の提示を求めている。この歴史的検証はドームによっても支持され、またイルヴィングも、「真の善」を判断できるようになるまでは、「真理」や「自由」が社会に及ぼす影響の是非は歴史的「事実」から判断されるしかないと見ている。このような歴史的事例による検証について、先入見の根絶に否定的であったヴレーマーによって、「ギリシアとローマの歴史」において「啓蒙」が「苛酷な危機」を引き起こしたという事例が紹介されている。

先入見と真理をめぐる議論はかなり錯綜している。その原因の1つは概念の曖昧さにあるように見える。というのも、メンデルスゾーンがモンゴルフイエ兄弟の発見によって人間社会の前進を期待した場合の「真理」と、シュパルディングが主観主義的で相対主義的であると見なした「信じられた真理」の「真理」とは、明らかに異なった概念だからである。前者がイメージしているのは自然科学的な真理であり、後者のそれはむしろ実践的道徳的規範とし

ての真理である。これらにさらに「摂理」にかかわる「永遠の真理」が加わり、議論はいっそう混乱の度を増しているように見える。

(3) 革命の危機

メーゼンが提起した課題以外にも議論が波及している。「革命」の功罪についてメンデルスゾーンが、初期の危険性も長い目で見れば結果的に「改善の前兆」であると主張したことに対して意見が集中している。ニコライとドームはメンデルスゾーンに賛同してこれを支持している。またイルヴィングは、自然な悟性に基づく「冷静な考察」に由来する場合には「革命の危険」はまったく恐れる必要がないと断言している。というのも、「中産身分」や「知識身分」に由来する「啓蒙」が大衆の「突然の騒乱」を刺激することはないからである。このような見方には反論がある。メンデルスゾーンに先立ってスヴァレツは、啓蒙は「徐々に」、しかも大衆には「まったく気づかれずに」進めなければならないと見ていた。メンデルスゾーンの意見を読んだはずのゲーディケも、啓蒙は「漸次的に」広がっていくと見ている。ヴレーマーの意見はいっそう明確である。つまり、たとえ将来の人類の幸福が望まれるとしても、「現在いる人々」の害悪が一時的でもあればそれを回避するのが義務である、と見ているのである。

議論は、将来の改善の促進か、現在の害悪の回避か、という点をめぐっているように見える。意見の相違は、各会員の立場、既存の政治体制との距離、例えば、現体制の運営を担う高級官僚であるのか、あるいは実業家や出版業であるのかという点にかかわっているようにも見える。しかし、これまでの論点をめぐる会員たちの意見の相違は、結局、次の論点に収斂していくように思われる。

(4) 啓蒙の焦点

「先入見の根絶」というメーゼンの意見に対して、クラインを初めとして、スヴァレツ、シュパルディング、ヴレーマーたちが反論した。これらの会員の言い分は、「経験によって確証されたこれまでの道徳的動機」が根絶されると「道徳的退廃」や「無政府状態」に陥るので、新たな道徳的動機が代替されるまでは、たとえ「先入見」であっても有害

でさえなければ許容されるべきだということであった。このような意見には共通して「ある階層」の人々が前提されている。すなわち「大衆」あるいは「庶民」と呼ばれる人々であり、「すでに啓蒙された国民」に対して「まだ啓蒙されていない国民」の存在である。この点についてゲーディケは、いっそう明確に「上流身分」「中産身分」「下層身分」という区分を提示していた。このような階層社会の構造は、ベルリン水曜会の会員全員の共通理解であり前提であるように思われる。

しかしながら、共通理解を前提にしながらもベルリン水曜会の内部で様々な意見が交わされるのはなぜか。この疑問を解くカギは「啓蒙の焦点」にあるように思われる。あえて「先入見」を是認する会員

たちは、「出版の自由」に慎重であり「検閲」を是認する。「革命の危機」を回避するために「徐々に」「漸次的に」啓蒙を普及させようと考えている。彼らは、これから啓蒙される大多数の「大衆」あるいは「下層身分」に啓蒙の焦点を見出しているのである。

これに対して、メーゼンを初めとして、メンデルスゾーン、ニコライ、ドーム、イルヴィングたちは、「真理」を普及させるために「出版の自由」を主張して「検閲」を拒絶する。「革命の危機」を「改善の前兆」とみなし、「突然の騒乱」に対しても楽観的である。これらの会員たちは、啓蒙の焦点を「中産身分」もしくは「知識身分」に見出している。この身分において「高潔な心情」や「市民的な

(表4) 意見表明の論点と類型

(1)出版の自由と検閲		
[7] <u>メンデルスゾーン</u> 検閲官による検閲は有害、個人 の信念に委ねる [12] <u>ニコライ</u> 抑圧による損害、「高潔な心情」 「市民的名誉」に委ねる [18] <u>イルヴィング</u> 人間関係の「慎重さ」、他人と の「交渉」に基づく自己規制	←————→	[3] <u>クライン</u> 大衆向け印刷物には検閲が必要、 哲学論文には不要 [4] <u>スヴァレツ</u> 啓蒙された国民に検閲は不要、 そうでない庶民には必要
(2)先入見と真理		
[1] <u>メーゼン</u> 先入見の根絶と真理の普及 [16] <u>ドーム</u> 真理は幸福にとって有益	←————→	[3] <u>クライン</u> 有益な誤謬を容認 [4] <u>スヴァレツ</u> 道徳に好都合な先入見を容認 [9] <u>シュバルディング</u> 真理は主観主義的で相対主義的、 真理が有益とは限らない [14] <u>ゲーディケ</u> 啓蒙されていない身分にとって 真理は有害なこともある [17] <u>グレーマー</u> 新しい動機によって代替される まで有害でない先入見を容認
(3)革命の危機		
[7] <u>メンデルスゾーン</u> 危機は「改善の前兆」 [12] <u>ニコライ</u> 、[16] <u>ドーム</u> メンデルスゾーン支持 [18] <u>イルヴィング</u> 「冷静な考察」に基づく場合 まったく恐れる必要はない	←————→	[4] <u>スヴァレツ</u> 啓蒙は徐々に気づかれずに [14] <u>ゲーディケ</u> 啓蒙は暫時的に [17] <u>グレーマー</u> 現在の人々の害悪を回避すること が義務

譽」が機能する限り、「出版の自由」による損失や「革命の危険」を過度に恐れる必要はない。「個々人の信念」は信頼に値するからである。「啓蒙」はこの「中産身分」から始まって「上流身分」と「下層身分」に波及していく。

要するに、同じ階層社会を念頭に置きながらも、クラインたちはこれから啓蒙される「大衆」のあり方に関心を集中させ、他方メーゼンたちは、すでに啓蒙され、今後の啓蒙を担う「中産身分」「知識身分」のあり方に配慮を寄せている、と見ることができよう。上述の論点ごとに、会員たちの主要な意見を整理したのが表4である⁽¹⁵⁾。左右に二極化したように見えるからといって、ベルリン水曜会内部に保守と革新、反動と革命のような構図を読み取ってはならない。そもそもベルリン水曜会は「ドイツ啓蒙」の旗印の下に結成された先進的な結社であり、すでに見たように、彼らの外部には彼らの活動を「反乱の意図的煽動」「キリスト教の宗教と教会を排除する恥ずべき計画」と見なす根強い勢力があったのである。メーゼンの第2の提起「先入見の原因」および第4の提起「啓蒙が拡大しない原因」はこの点を突いていたはずである。しかし、会員たちの意見表明では一切言及がなかった。

結びにかえて

カントはベルリン水曜会の会員ではなかった。そもそもベルリン在住ではなく、また「秘密結社」に対して距離を置いているようにも見える⁽¹⁶⁾。しかし、「啓蒙」を旗印にしたベルリン水曜会の思想に共通するところは少なくなかったはずである。『ベルリン月報』への多数の寄稿がそのことを如実に物語っている。『ベルリン月報』の第1巻の巻頭には当時の宗教・教育大臣ツェドリッツ(Karl Abraham Freiherrn von Zedlitz, 1731-1793)の肖像画が掲載されているが⁽¹⁷⁾、カントが『純粹理性批判』を捧げたのはこのツェドリッツにほかならなかった(3,003.03)。フリードリッヒ大王への共感と賛辞は、ベルリン水曜会の会員とともにカントにも共通のものであった。このような視点から、ベルリン水曜会の議論と対照しつつカントの歴史哲学の諸著作を再検証することには大きな意味があるだろう。本稿で抽出した「出版の自由」「先入見と真理」「革命の危

機」などの論点について、カントの見解を示してその姿勢を明らかにすることは、単に興味深いただけでなく、カントの歴史哲学の特質や思想的意義をいっそう鮮明に浮き上がらせることにもなるだろう。しかし、もはや紙幅が尽きようとしている。これらのことは別の機会に譲らなければならない。最後に結びにかえて、以下の2点だけを述べておくことにしたい。

まず、冒頭で見たように、カントは「自分の悟性を使用できる若干の人」の存在を認めている。「啓蒙された人」と「啓蒙されていない人」という階層社会の認識を、カントもまた同時代の知識人の一人として共有している。『美と崇高の感情に関する観察』への覚書に記されたカントの告白(20,044.08)、すなわち「賤民 der Pöbel」や「労働者 der Arbeiter」を軽蔑していた自分が人間を尊敬することを学んだのはルソーのお陰である、というあの有名な告白は、この階層社会を前提にして初めて理解されるのである。もう1点、ベルリン水曜会の会員たちが一切言及しなかったメーゼンの提起、すなわち第2の「先入見の原因」および第4の「啓蒙が拡大しない原因」に関して、『啓蒙とは何か』においてカントははっきりと「宗教の事柄」を挙げている。この姿勢はやがて『宗教論』の第三論文の「教会信仰」と「宗教信仰」、第四論文の「神への偽奉仕」へと展開される。このようなカントの姿勢には、危うい社会情勢の中でメーゼンの提起に沈黙したベルリン水曜会の会員たちとは違った知識人のあり方を看取することができるのではなかろうか。

注

(1) この論考は単行本の著書として刊行されたわけではないが、カントの論考であることを示すためにあえてタイトルに二重括弧を付けて、「啓蒙とは何か」という問いの表記と区別する。なお、カントの著作からの引用は、すべてアカデミー版カント全集に依拠し、引用箇所を6桁の数字で示す。カンマで区切った最初の1桁が巻数、次の3桁が頁数、最後の2桁が行数である。たとえば以下の(8,035.01)は、第8巻、35頁の1行を示している。なお、本稿で引用する他の文献も含めて、引用箇所が複数行に渡る場合は最初の行のみを示す。また、引用文中のゲシュペルト体には傍点をつける。

(2) 以下の注(4)を参照。

(3) Ludwig Keller: Die Berliner Mittwochs-Gesell-

schaft. Ein Beitrag zur Geschichte der Geistesentwicklung Preussens am Ausgange des 18. Jahrhunderts. In: Monatshefte der Comenius-Gesellschaft, 5 (1896), Heft 3 u. 4, S. 67-94. この文献からの引用箇所は Keller の語とともに文中に示す。

ケラーおよびベルリン水曜会については、安岡正義氏の以下の論文から多くの示唆を受けた。安岡正義「ドイツ啓蒙主義の歴史哲学について(1)ーカントとの対話(1)ー」大分大学経済論集第 48 巻第 1・2 号、1996 年 7 月、pp.106-121、「ドイツ啓蒙主義の歴史哲学について(2)ー啓蒙主義の自己省察(1)ー」大分大学経済論集第 48 巻第 5・6 号、1997 年 3 月、pp.84-103、「ドイツ啓蒙主義の歴史哲学について(3)ー啓蒙主義の自己省察(2)ー」大分大学経済論集第 49 巻第 2 号、1997 年 7 月、pp.121-145。

- (4) 『ベルリン月報』(Berlinische Monatsschrift. 1783-1796, Hrsg. von Gedike und Biester, Haude und Spener, Berlin) は半年ごとの巻にまとめられている。『ベルリン月報』の廃刊後の 1797 年以降、ビースター編纂による『ベルリン雑誌』(Berlinische Blätter. 1797-1798, Hrsg. von Biester. Nicolai, Berlin) が発刊され、さらに 1799 年以降は『新ベルリン月報』(Neue Berlinische Monatsschrift. 1799-1811, Hrsg. von Biester. Nicolai, Berlin/Stettin) として継続されている。

なお、ドイツのビーレフェルト大学図書館のウェブサイトに、検索機能とともに、『ベルリン月報』の全テキストが掲載されている。<http://www.ub.uni-bielefeld.de/diglib/aufkl/berlmon/index.htm> 上記の注(2)のメンデルスゾーンの論文は、ビーレフェルト大学図書館『ベルリン月報』Bd.4, S.194-200 である。

- (5) カントの庇護者であったフリードリッヒ二世(Friedrich II、1712-1786、在位 1740-1786)の死後、フリードリッヒ・ヴィルヘルム二世(Friedrich Wilhelm II、1744-1797、在位 1786-1797)の反啓蒙的政策の下で、1794 年にカントは宗教に関する公の講述を禁止する勅命を受け、この処分はフリードリッヒ・ヴィルヘルム二世が没するまで続いた。この事件の経緯については、カント自身によって『諸学部の争い』(1798 年)の序言で詳しく述べられている。
- (6) Sebastian Panwitz: Die Berliner Vereine 1786-1815. In: „Berliner Klassik. Eine Großstadtkultur um 1800 / Online-Dokumente“, Berlin-Brandenburgische Akademie der Wissenschaften 2001, URL: http://www.berliner-klassik.de/publikationen/werkvertraege/panwitz_vereine/panwitz_vereine.pdf パンピッツは 53 の団体名を挙げ、ベルリン水曜会を含む 6 つの団体について、参考文献を列挙し

つつ概要を紹介している。この文献からの引用箇所は Panwitz の語とともに文中に示す。また、ケラーも当時の結社の状況について触れ、ベルリン水曜会の設立経緯について詳しく述べているが(Keller, 69-73)、本稿では言及しない。

- (7) 一覧表の作成にあたってケラーの記述順に従った。本表に付けた番号は、次章で言及する意見表明の順番であり、匿名のための会員番号ではない。ただし、[20]以降はこの意見表明以降の入会者である。職業・役職等については、ケラーに加えてパンピッツ(Panwitz, 18)および安岡(1997.3)を参照した。氏名の表記に異同がある場合は、パンピッツの表記を優先し、ケラーの表記を [] で示した。ただし、[6]シュミットについては人物の特定に疑念が残った。生没年を確認できなかったものは空欄のままとした。

安岡は、ギュンター・ビルチュの論文も参照しつつ、ケラーの資料で意見表明している主な構成員のスケッチを試みている(上掲安岡(1997.3)、p.93-)。Günter Birtsch: Die Berliner Mittwochsgesellschaft. In: Hans Bödeker und Ulrich Herrmann (Hrsg.): Über den Prozeß der Aufklärung in Deutschland im 18. Jahrhundert. Personen, Institutionen und Medien. Göttingen 1987 (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd.85), S. 94-112

- (8) 上掲安岡(1997.3)、p.99
- (9) 同上、p.93 脚注および上掲安岡(1997.7)、p.131。なお、メンデルスゾーンがカントに宛てた書簡(1783 年 4 月 10 日付)にも「神経衰弱 Nervenschwäche」(10,308.21)についての記述がある。
- (10) 会員たちはこの紙入れを「カプセル die Kapsel」(Keller, 73, 84)と呼んでいる。
- (11) シュトルツェルが発見したスヴァレッツの講演原稿について、ケラーは次のようなタイトルを挙げている(Keller, 68 Anm.)。「法律はどの程度短くなければならないか?」(1788 年 6 月 11 日)、「啓蒙に対する立法の影響について」(1789 年 4 月 1 日)、「国家の目的について」(1791 年 1 月 19 日)。
- (12) ケラーの資料では、意見表明の最後に年月日と会員の名前が付記されているが、本稿では [] 内の番号とともにそれぞれの冒頭に挙げた。この番号は表 2 の会員一覧の番号と同じ順である。この時点でベルリン水曜会の会員数は 19 名であった。
- (13) 1740 年から始まるフリードリッヒ二世の統治を念頭に置いている(上掲安岡(1997.7)、p.123 脚注)。
- (14) ツェルナーの論文は、上掲ビーレフェルト大学図書館『ベルリン月報』Bd.2, S.508-517。引用文は同書 S.516。なお、上掲安岡(1997.7)、p.121 も参照。
- (15) 会員名の前の [] 内の番号は、表 2 と同様に第

2章の意見表明の順である。

- (16) カントは『理論と実践に関する俗言』（1793年）の第二論文において「自由の精神のない服従は、秘密結社を誘発する原因である」（8,305.21）と述べている。
- (17) 上掲ビーレフェルト大学図書館『ベルリン月報』を参照。